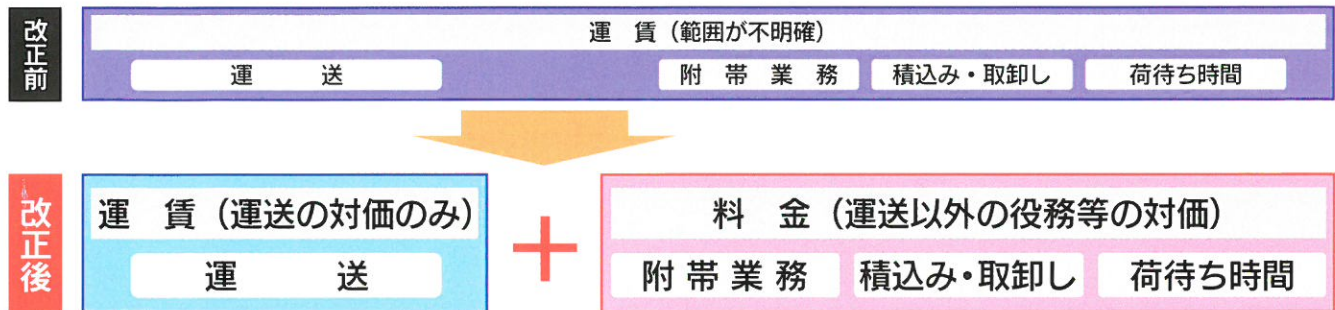


# 平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の收受ルールが変わります。

## 標準貨物自動車運送約款等の改正概要

### ① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



### ② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による  
荷待ち時間の対価を  
「待機時間料」とします。



### ③ 付帯業務の内容をより明確化します

付帯業務の内容に「棚入れ」、  
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する付帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、  
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で  
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



## 標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。